

本県における熱中症対策の推進体制について

令和6年5月

1. 熱中症対策のための庁内体制

地球温暖化対策施策連絡調整会議

構成員

総務部 行政経営企画課
企画・地域振興部 総合政策課
企画・地域振興部 エネルギー政策室
人づくり・県民生活部 社会活動推進課
保健医療介護部 保健医療介護総務課
保健医療介護部 健康増進課
福祉労働部 福祉総務課
環境部 環境政策課
環境部 環境保全課
商工部 商工政策課
農林水産部 農林水産政策課
農林水産部 農産漁村振興課
県土整備部 企画課
建築都市部 建築都市総務課
企業局 管理課
教育庁 教育総務部財務課
警察本部 総務部総務課



福岡県気候変動適応推進協議会

専門家

国

福岡管区气象台
環境省 九州地方環境事務所

市町村

北九州市
福岡市
久留米市

福岡県

総務部 防災機器管理局防災企画課
保健医療介護部 保健医療介護総務課
保健医療介護部 健康増進課
保健環境研究所
環境部 環境保全課
環境部 自然環境課
農林水産部 農林水産政策課
農林業総合試験場
水産海洋技術センター
県土整備部 企画課

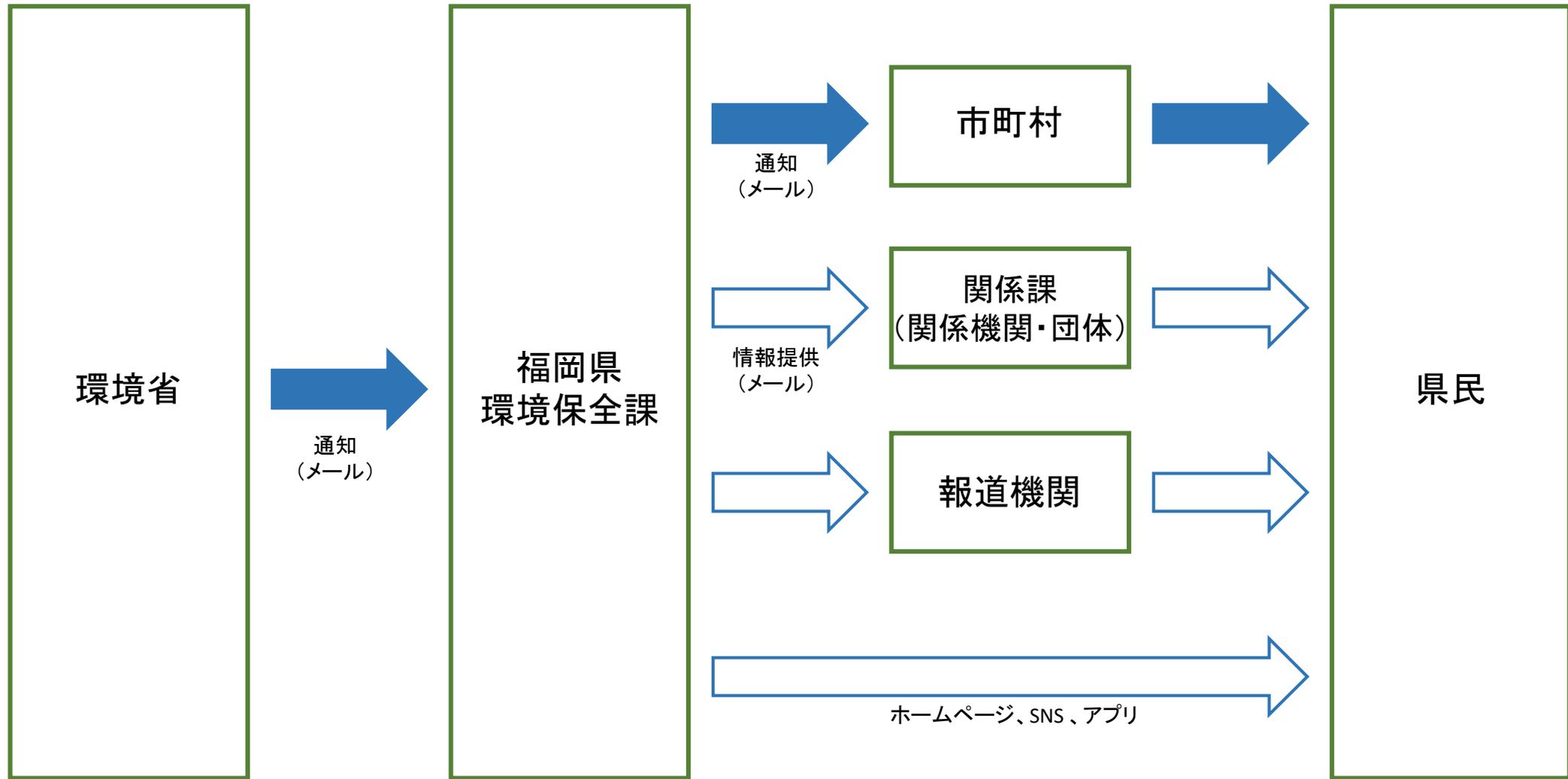
その他関係者

福岡県地球温暖化防止活動推進センター

※気候変動適応について関係者間で情報を共有するとともに、
専門家等の助言・提言により県内における効果的な適応策の推進を図ることを目的に設置

※県内の地球温暖化対策を一元的に推進するために設置

2. 熱中症特別警戒情報発表時の伝達方法



→ 法律に基づく情報の流れ

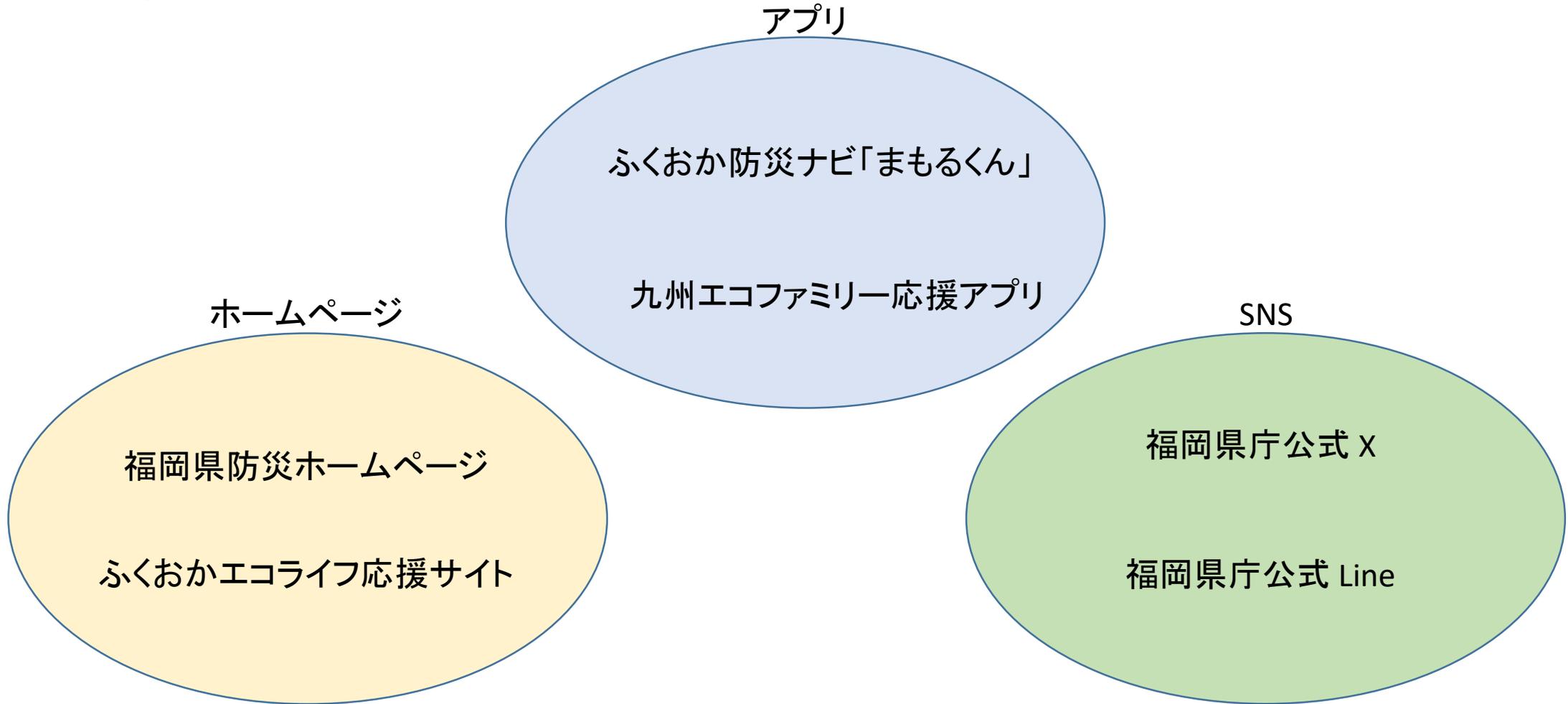
2. 熱中症特別警戒情報発表時の伝達方法

熱中症特別警戒情報の提供先(関係機関・団体)

情報提供先	熱中症特別警戒情報発表時の対応	関係機関・団体
熱中症弱者等	高齢者や小児といった体温調節機能が弱い人や、障害者、生活保護世帯、孤独・孤立など共助や公序を必要とする人への注意喚起	老人クラブ連合会、介護老人保健施設協会、介護施設、社会福祉協議会、障がい者スポーツ協会、児童相談所、児童福祉協会、自立相談支援事務所など
労働者関係	事業活動や農林漁業等に従事する人への注意喚起	業界団体(建設、土木、電気等)、農協組合、林業組合、漁協組合など
教育機関	教育機関からの注意喚起	県立・私立大学、県立・私立高校、県立・私立中学校、私立小学校、幼稚園、専門学校など
スポーツ、イベント関係	スポーツ活動、イベント等の参加者への注意喚起	スポーツ施設、スポーツ協会、レクリエーション協会、体育連盟など
観光関係	観光客、旅行者への注意喚起	公園指定管理者、観光連盟、鉄道各社、バス協会、タクシー協会、フェリー各社、空港など
熱中症診療関係	大量発生が予測される熱中症患者の救急搬送や診療対応への準備	消防局、医師会、歯科医師会、日本赤十字社など

2. 熱中症特別警戒情報発表時の伝達方法

県民への情報提供



3. 市町村支援

- ・説明会の開催（4月22日実施済）

改正気候変動適応法の概要について説明

- ・先進事例等の紹介

環境省が取りまとめている「地域における熱中症対策の先進的な取組事例集」等の情報を提供

- ・指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

市町村が指定するクーリングシェルターについて、地図上にプロットしホームページへ掲載

3. 市町村支援

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）とは

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定した誰でも休息できる施設のことです。

クーリングシェルターは、市民の休息場所として開放されることによって、高齢者などの熱中症弱者にも優しい施設となっております。

福岡県内のクーリングシェルター

